

議案第93号

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部改正について

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例（平成15年静岡市条例第189号）の一部を次のように改正する。

別表1 創作体験施設の利用料金の限度額（1）一般体験アのセット体験コースの表中備考以外の部分を次のように改める。

ア セット体験コース

種類	区分	単位	金額	
竹千筋細工	虫籠	1回につき	1,780円	
	花器		2,200円	
指物	六角小箱		2,300円	
木製履物	ミニ下駄		1,400円	
漆器	箸		1,980円	
和染	ハンカチ		1,150円	
	のれん		2,200円	
陶芸	手ひねり		2,090円	
	電動ろくろ		3,350円	
	絵付け		湯のみ	1,460円
			皿	1,460円
レーザー加工	キーホルダー		1,150円	
サンドブラスト	コップ		1,150円	

別表1 創作体験施設の利用料金の限度額（1）一般体験イ自由体験コースの表中「720円」を

「730円」に改め、同1 創作体験施設の利用料金の限度額（2）教室体験の表中「20,570円」を「20,950円」に改め、別表2 駐車場の利用料金の限度額の表中「1,540円」を「1,570円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例別表の規定に基づく静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。